

大阪府温暖化防止事業活動表彰制度について  
(おおさかストップ温暖化賞)

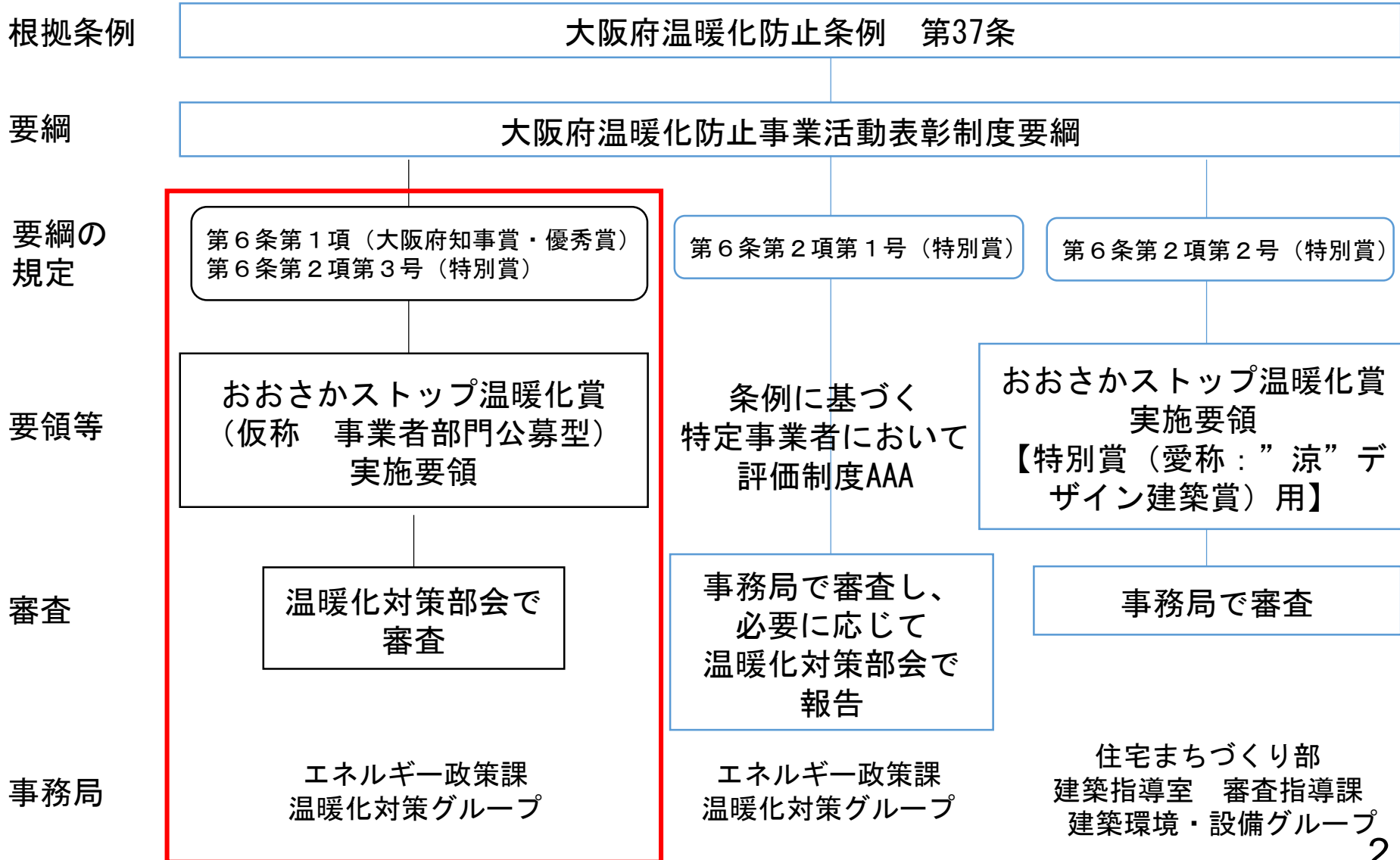
# おおさかストップ温暖化賞について

## ○これまでの経過

- ・ 2007（平成19）年度から顕彰を実施。  
大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく特定事業者の中から削減が進んでいる事業者を表彰
- ・ 2013（平成25）年度から  
従来の特定事業者からの選定方式とは異なり、応募方式を採用  
応募方式を採用したことにより、特定事業者以外（主に中小事業者）も表彰の対象とし、多方面での取組みを評価できる制度とした。
- ・ 2013～2015（平成25～27）年度  
特別賞として「節電賞」を設置  
電力の需給安定、東日本大震災から5年経過を契機に終了
- ・ 2014（平成26）年度から  
府内に事業所を有する事業者に加え、事業所単位での応募も可能とした。
- ・ 2019（令和元）年度から  
2016年度からの3年間の評価結果に基づき、実績報告書の評価結果が最良（AAA）であった事業者に対して、特別賞による顕彰。  
また、ヒートアイランド現象の緩和対策の普及を図るため、「愛称：“涼”デザイン建築賞」も開始。（住宅まちづくり部所管）

# おおさかストップ温暖化賞の位置づけ・表彰制度

現状のおおさかストップ温暖化賞は以下の位置付け・構成になっている。



## 大阪府温暖化防止条例

(顕彰の実施)

第37条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

## 大阪府温暖化防止事業活動表彰制度要綱

(審査の基準等)

第6条 温暖化防止等に関する取組内容が次の各号のいずれにも該当し、他の事業者等の模範となる最も優れた取組を実施した事業者等に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組を実施した事業者等には優秀賞を授与する。

- 一 温室効果ガスの排出量を着実に削減していること。
- 二 温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げるいずれかに、とりわけ優れた取組を実施し、確実な効果をあげていること。
  - 先進性 ー 技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。
  - 効率性 ー コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いていること。
  - 有効性 ー 確実な削減効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者等にも容易に採用可能であること。
- 2 エネルギーの需給状況又は、社会・経済状況等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する事業者等及び建築主等には、特別賞を授与することができる。
  - 一 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条に規定する特定事業者が実施した取組内容が、他の事業者の模範となる取組みである場合。
  - 二 建築主等が実施した建築物の新築、増築又は改築にあたってのヒートアイランド現象の緩和対策等に関する取組内容が次に掲げたいずれにも該当し、他の建築主等の模範となる優れた取組みである場合。
    - ①建築物の敷地内の歩行者空間等の暑熱環境を緩和し、建築物の敷地外への熱的な影響を低減する優れた取組みを実施していること。
    - ②建築物の総合的な環境性能に関し、一般的な水準以上の取組みを実施していること。
  - 三 その他、他の事業者等の模範となる特に優れた取組みを実施した場合。  
(受賞者の決定等)

第8条 大阪府環境審議会温暖化対策部会（以下「部会」という。）において、第6条第1項、同条第2項第3号及び前条に基づき、条例第37条の規定による顕彰の実施に関する事項等の審査・選考を行い、知事が受賞者を決定する。

2 第6条第2項第1号及び第2号に基づく特別賞については、知事が別に定める基準に基づき決定し、必要に応じ同部会に報告する。

## 大阪府環境審議会温暖化対策部会運営要領

### 第2 所掌事項等

部会は、温暖化対策に係る次の事項について審議を行なうとともに、必要に応じて審議会に報告を行なう。

- (1) 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理に関すること
- (2) 大阪府温暖化の防止等に関する条例第37条による顕彰の実施（同条例第2章に係るものに限る。）に関すること
- (3) その他温暖化対策（ヒートアイランド対策含む）の施策や制度のあり方に関すること

# 基本的な考え方

## ○目的

令和3年3月に策定・公表予定の新たな地球温暖化対策実行計画においては、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすべき将来像に掲げ、事業者をはじめとしたあらゆる主体の意識改革・行動喚起を促すことが必要であると記載している。

特に産業・業務部門の大幅な削減を図るためには、事業者による優良な取組を評価し、水平展開を図ることで、さらなる取り組みを促進することが重要である。

また、気候変動による影響はすでに顕在化しており、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」とともに、温暖化による影響と折り合える社会を実現する「適応策」を両輪で推進していくことが重要である。

以上のことから顕彰制度の活性化を図るため、見直しを行うものとする。

## ○課題

1. 現在は、緩和策のみを対象としているが、適応策についても顕彰が必要。
2. 応募件数が減少傾向にあり、また、年度による変動があるため、制度の認知度を向上させる仕組みが必要。
3. おおさか環境賞との表彰対象の整理が必要。

## ○方向性

1. 環境省が令和2年度に、これまでの「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」から「気候変動アクション環境大臣表彰」にリニューアルして、適応策を対象に追加していることから見直しの参考にする。
2. 応募件数の変動の大きい自薦だけでなく、他薦も加える。
3. おおさか環境賞との表彰対象を整理する。

# 変更項目① おおさかストップ温暖化賞の表彰対象

**(案) 気候変動アクション環境大臣表彰を参考に、適応策の取組みを表彰対象に加える。**

## ○従来

大阪府温暖化防止条例第37条に基づき、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした事業者又は事業所を対象に表彰

## ○変更後

従来は主に緩和策の取組みを対象としているが、新たに**適応策**の取組みも対象とする。

### ※適応策の取組みとは

農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた適応策の先進的導入及び積極的実践、企業や地域等の気候変動への強靱性や持続可能性の向上を目的とした気候変動リスク分析及び適応策の導入における積極的かつ先進的な取組み

(事業活動における、気候変動に対する適応策として、他の模範となる特に優れた取組み)

- ・ 環境センサーによる熱中症リスクへの対策と未然防止
- ・ 災害時の電力喪失に備えた再エネによる自家発電設備の装備
- ・ 主要な製造設備を建物の2階より上のフロアに配置 等

# 環境省による顕彰制度のリニューアル

(参考)

令和元年度まで

令和2年度から

	地球温暖化防止活動環境大臣表彰	気候変動アクション環境大臣表彰
目的	地球温暖化の防止に関し顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NPO/NGO、学校等。共同実施も含む。）に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。	気候変動の緩和及び気候変動への適応に関し顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NPO/NGO、学校等。共同実施も含む。）に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。
対象部門	技術開発・製品化部門 対策技術先進導入部門 対策活動実践・普及部門 環境教育活動部門 国際貢献部門	開発・製品化部門 先進導入・積極実践部門 普及・促進部門 ※各部門における緩和分野、適応分野、緩和・適応分野を募集 →次ページにて詳細
募集方法・期間	自薦及び他薦（地方公共団体及び関係団体等からの推薦）、2か月程度	同左、2か月程度
選定基準	① 貢献度 ② 波及性 ③ 持続性	① 貢献度 ② 波及性 ③ 持続性 ④ 刷新性 →後ページにて詳細
表彰制度・件数	技術開発・製品化部門 【30→6】 対策技術先進導入部門 【16→6】 対策活動実践・普及部門 【55→13】 環境教育活動部門 【59→10】 国際貢献部門 【6→1】	開発・製品化部門 【41→11】 （緩和29→6、適応8→4、緩和・適応4→1） 先進導入・積極実践部門 【27→3】 （緩和22→3、適応0→0、緩和・適応5→0） 普及・促進部門 【96→27】 （緩和50→14、適応15→3、緩和・適応31→10）

※件数については、地球温暖化防止活動環境大臣表彰は令和元年度実績、気候変動アクション環境大臣表彰は令和2年度実績  
また、矢印左数字は応募件数、矢印右数字は表彰件数を表す。【応募→表彰】



# 気候変動アクション環境大臣表彰の対象

(参考)

	(緩和分野)	(適応分野)
開発・製品化部門	省エネ技術、新エネ技術、省エネ製品、省エネ建築のデザイン等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する優れた技術の開発によりその製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。	農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた技術の開発により、その製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。
先進導入・積極実践部門	コージェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品、省エネ製品、省エネ型新交通システム、省エネ建物、ESG投資、脱炭素経営等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する技術や製品、企業戦略の大規模導入・先導的導入及び積極的な活用、地球温暖化防止に資するライフスタイルや、地域における効果的な節電等に関する積極的な実践に関する功績。	農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた適応策の先進的導入及び積極的な実践、企業や地域等の気候変動への強靱性や持続可能性の向上を目的とした気候変動リスク分析及び適応策の導入における積極的かつ先進的な取組に関する功績。
普及・促進部門	地球温暖化防止に資するライフスタイル普及・促進活動、地域における効果的な節電に関する普及・促進活動、植林活動等、気候変動を防止する活動や、地域における農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野での気候変動への適応に関する普及・促進活動、気候変動の影響等に関する情報の収集・発信、その他学校や市民、企業内における教育・普及・啓発・持続可能な未来に向けた価値観、行動、ライフスタイルの変容等継続的な取組（活動実績が概ね3年以上の継続性を有すること。）に関する功績。	

※緩和分野と適応分野の両方の取組みをしている者については、緩和・適応分野にて募集



## 変更項目② おおさかストップ温暖化賞の募集方法・期間

(案) 気候変動アクション環境大臣表彰を参考に、自薦だけでなく、他薦による募集を行う。

### ○従来

(募集方法) 企業での省エネ・省CO<sub>2</sub>行動や、府域の工場等の製造プロセスの改善等、前年度事業活動において温室効果ガス排出量削減の取組みを推進している事業者を募集し、応募があった事業者を受賞候補者とする。

(募集期間) 10～11月頃の2か月程度

(参考) 過去の部会審査による表彰件数

年度	(年度)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
大阪府知事賞	(件)	0	0	4	0	1	4	1	1	1	1	1	1	0	1
優秀賞	(件)	8	9	5	4	6	5	3	6	6	6	4	4	0	3
特別賞 ※	(件)	—	—	—	—	—	—	3	5	3	1	1	0	0	0

※2013年度～2015年度は「節電賞」の件数、2016年度以降は「特別賞」の件数。

### ○変更後

(募集方法) 従来の募集(自薦)に加え、推薦(他薦)による募集を行う。

想定推薦依頼先(市町村、関西経済連合会、大阪商工会議所、中小企業同友会など)

(募集期間) 9～11月の3か月程度

# 変更項目③ おおさかストップ温暖化賞の選考基準

**(案) 気候変動アクション環境大臣表彰を参考に、選考基準を見直す。  
また、受賞者を気候変動アクション環境大臣表彰へ推薦する。**

## ○従来

以下の項目に該当し、他の事業者等の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者等に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組みを実施した事業者等には優秀賞を授与する。

- (1) 削減実績の評価：温室効果ガスの排出削減を実施していること。  
(前年度実績が前々年度比1%以上の削減(排出量ベース又は原単位ベース))
- (2) 取組内容の評価

温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げる観点から優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。(対策については、過去からの継続的なものも評価の対象とします。)

選考基準	選考内容	計20点
実績①温室効果ガス 排出量削減	温室効果ガス排出量を削減しているか	5点
+		
取組①先進性	技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いているか	5点
取組②効率性	コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いているか	5点
取組③有効性	確実な効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者等にも容易に採用可能であるか	5点

# 変更項目③ おおさかストップ温暖化賞の選考基準

## ○変更後

気候変動アクション環境大臣表彰（先進導入・積極実践分野）の選考基準に準じた選考基準とする。

また、おおさかストップ温暖化賞の府知事賞を授与した事業者については、次年度の気候変動アクション環境大臣表彰に府より推薦する。

選考基準	緩和策部門	適応策部門	計100点
①貢献度	対策技術の先進的な導入によって、導入からいまままでに温室効果ガス排出量を削減していること。	適応技術や企業戦略の先進的な導入等によって、導入からいまままでに気候変動によるリスクを削減していること。	25点
②波及性	率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。	率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取組みへの波及効果が期待できること	25点
③持続性	一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。		25点
④刷新性	従来のおおさかストップ温暖化賞にはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取組みをしていること。		25点

評価項目	選考基準
①貢献度	<p>(緩和分野)                      大量の温室効果ガス排出削減、市民の行動変容による大きな節電効果など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。</p> <p>(適応部門)                      農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。</p>
②波及性	<p>(緩和分野)                      製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。</p> <p>(適応分野)                      製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取り組みへの波及効果が期待できること。</p>
③持続性	<p>(緩和分野、適応分野共通)                      一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。</p>
④刷新性	<p>(緩和分野、適応分野共通)                      従来の取組にはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取り組みをしていること。</p>

	(緩和分野)	(適応分野)
開発・製品化部門	この技術の開発によって生み出された製品により、CO2等の温室効果ガスが従来の技術・製品に比してどれだけ削減されるか。	この技術の開発によって生み出された製品により、気候変動によるリスクが従来の技術・製品に比してどれだけ削減されるか。
先進導入・積極実践部門	対策技術の先進的な導入によって、導入から、いままでに温室効果ガスがどれだけ削減できたか。導入した技術・設備をどのように活用してきたか。	適応技術や企業戦略の先進的な導入等によって、導入から、いままでに気候変動によるリスクがどれだけ削減できたか。導入した技術や企業戦略等をどのように活用実践してきたか。
普及・促進部門	<p>具体的にどのような人たちに何年間、どのような活動内容を行い、どのような効果があったか。今後どのように活動を展開する予定か。</p> <p>社会に対してどのような効果が期待でき、どのような方法で地域に貢献したか。また、その実績はどの程度か。</p>	<p>社会に対してどのような効果が期待でき、どのような方法で地域等に貢献したか。その実績はどの程度か。また、気候変動の影響をどのように把握し、活動に生かしているのか。</p>

# 変更項目④ おおさかストップ温暖化賞の表彰数等

(案) 表彰数及び各賞の決定方法を見直す。

## ○従来

(表彰数)

大阪府知事賞：1事業者

優秀賞：3事業者程度

※H29までは6事業者程度

特別賞：授与することがある

(各賞の決定方法)

他の事業者等の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者等に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組みを実施した事業者等には優秀賞を授与する。

また、その他特に優れた取組みを実施した事業者等には特別賞を授与することがある。

仮称	事業者部門 公募型
府知事賞	1
優秀賞	3程度
特別賞	若干数

## ○変更後

(表彰数)

大阪府知事賞：最大2事業者

(緩和・適応の各分野で1事業者)

優秀賞：4事業者程度

(緩和策・適応策それぞれ2事業者程度)

特別賞：授与することがある

(各賞の決定方法)

緩和策・適応策それぞれの選考基準に従い、100点満点で採点を行い、最も点数が高くかつ80点以上の事業者に大阪府知事賞を授与し、60点以上の事業者等のうち、府知事賞以外の2事業者程度には優秀賞を授与する。



また、60点以上の事業者等のうち、その他優れた取組みを実施した事業者等には特別賞を 13 授与することがある。

緩和策部門	適応策部門
府知事賞：最大1	府知事賞：最大1
優秀賞：2程度	優秀賞：2程度
特別賞：若干数	特別賞：若干数

# 主な変更項目まとめ

- 対象分野 表彰対象を現状の分野（緩和策）に加え、適応策も追加
- 募集方法 応募（自薦）だけでなく推薦（他薦）による募集を追加
- 募集期間 2か月から3か月に延長
- 選定基準 気候変動アクション環境大臣表彰に準ずる
- 表彰件数 府知事賞：最大2事業者（緩和策・適応策それぞれ1事業者）  
緩和策、適応策それぞれ80点以上かつ最も優れた候補者  
優秀賞：4事業者程度（緩和策・適応策それぞれ2事業者程度）  
緩和策、適応策それぞれ60点以上かつ優れた候補者  
特別賞：若干数  
緩和策、適応策それぞれ60点以上かつその他優れた候補者

※令和4年度から変更予定

現状		変更後案									
公募  自薦 他薦	<b>仮称 事業者部門公募型</b> 府知事賞：1 優秀賞：3程度 特別賞：若干数	公募  自薦 他薦	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緩和策部門</th> <th>適応策部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府知事賞：最大1</td> <td>府知事賞：最大1</td> </tr> <tr> <td>優秀賞：2程度</td> <td>優秀賞：2程度</td> </tr> <tr> <td>特別賞：若干数</td> <td>特別賞：若干数</td> </tr> </tbody> </table>	緩和策部門	適応策部門	府知事賞：最大1	府知事賞：最大1	優秀賞：2程度	優秀賞：2程度	特別賞：若干数	特別賞：若干数
	緩和策部門		適応策部門								
	府知事賞：最大1		府知事賞：最大1								
優秀賞：2程度	優秀賞：2程度										
特別賞：若干数	特別賞：若干数										



	府民活動	事業者活動
従来	大阪府内で個人・団体が自主的に取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動、教育啓発活動、実践活動、その他これに類する活動	大阪府内で事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する活動とする。 ただし、製品・技術の開発で自社のみ利益に限られるものや、省エネルギー・廃棄物削減などの活動で自社内に限られるものは除く
変更	従来通り	<p>【今後さらなる事案収集を図る分野】</p> <p>環境の課題との同時解決を図る優れた手法やアイデアを含む経済・社会活動（経済・社会に大きな影響を与えた、又は与えることが期待される事例）</p> <p>ただし、自社のみ利益、もしくは自社のみ環境負荷削減に寄与する活動を対象としない点は、これまで通りとする。</p>

	(緩和分野)	(適応分野)
開発・製品化部門	おおさか環境賞 今後さらなる事案収集を図る分野	
先進導入・積極実践部門	<p>おおさかストップ温暖化賞 【既存】分野</p> <p>緩和策</p>	<p>おおさかストップ温暖化賞 【新規】分野</p> <p>適応策</p>
普及・促進部門	おおさか環境賞 これまで主に顕彰してきた分野	

# おおさか環境賞、おおさかストップ温暖化賞の整理

	府民活動	事業者活動
おおさか環境賞	<p>【既存分野】</p> <p>大阪府内で個人・団体が自主的に取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動、教育啓発活動、実践活動、その他これに類する活動</p>	<p>【これまで主に顕彰してきた分野】</p> <p>大阪府内で事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する活動とする。ただし、製品・技術の開発で自社のみ利益に限られるものや、省エネルギー・廃棄物削減などの活動で自社内に限られるものは除く</p> <p>【今後さらなる事案収集を図る分野】</p> <p>環境の課題との同時解決を図る優れた手法やアイデアを含む経済・社会活動（経済・社会に大きな影響を与えた、又は与えることが期待される事例）ただし、自社の利益のみ、もしくは自社のみの環境負荷削減に寄与する活動を対象としない点は、これまで通りとする。</p>
おおさかストップ温暖化賞	対象外	<p>【緩和策部門】</p> <p>事業活動における、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の模範となる特に優れた取組み</p> <p>【適応策部門】</p> <p>事業活動における、気候変動に対する適応策として、他の模範となる特に優れた取組み</p>